

議案第7号

財産の無償貸付(地方卸売市場)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、議会の議決を求める。

平成31年2月19日提出

桐生市長 亀山豊文

1 無償貸付する財産

(1) 土地(旧桐生市公設地方卸売市場土地)

所在 みどり市笠懸町阿左美2761番1ほか2筆

地目 宅地

面積 86,194.45平方メートル

(2) 建物(旧桐生市公設地方卸売市場建物)

所在 みどり市笠懸町阿左美2761番地1

構造 鉄骨造平屋建ほか

面積 18,859.71平方メートル

2 無償貸付の相手方

みどり市笠懸町阿左美2761番地1

桐生地方卸売市場株式会社

代表取締役 関口 榮三

3 無償貸付の期間

平成31年4月1日から平成33年3月31日まで

議 案 説 明

議案第 7 号 財産の無償貸付(地方卸売市場)について

桐生地方卸売市場株式会社へ平成 31 年 3 月 31 日まで無償で貸し付けている旧桐生市公設卸売市場の土地及び建物について、無償貸付期間を 2 年間延長するに当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号及び第 237 条第 2 項により、議会の議決を求めようとするものです。